

**改正**

平成15年3月20日

平成17年9月22日

平成21年3月27日

鴻巣市開発事業指導要綱に係る給水取扱要領

鴻巣市開発事業指導要綱に係るガス・水道管布設工事取扱要領（昭和62年5月15日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要領は、鴻巣市水道事業の給水区域内において、鴻巣市開発事業指導要綱（平成17年9月22日市長決裁）に定める開発事業に係る給水に伴う当該地域の配水管等の布設整備（以下「管網整備」という。）によって給水の適正を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

**第2条** 開発事業を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に管理者と給水について協議しなければならない。

- （1） 鴻巣市開発事業指導要綱に定める開発事業を行う場合
- （2） 前号に掲げるほか、管理者が協議をする必要があると認めた場合

2 前項の規定により事前協議をしようとする者は、給水協議申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

（管網整備の原則）

**第3条** 管網整備は、申請地の周辺地域における水圧及び水量等に影響を及ぼさないものでなければならない。

2 管網整備に伴う配水管等の新設又は改造の工事（消火栓設置を含む。以下「配水管等布設工事」という。）を必要とする場合において、当該配水管は、配水系統上必要な路線であり、かつ、将来当該地域における給水に支障がないものでなければならない。

（給水の承認）

**第4条** 管理者は、第2条第2項により提出された、給水協議申請書の内容が適当と認められる場合については、給水承認通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 申請者は、給水承認の内容に異議のないときは、同意書（様式第3号）及び設計図書を管理者

に提出しなければならない。

(設計審査)

**第5条** 設計図書の審査は、水道課において行うものとする。

2 申請者は、審査後の設計図書の内容に変更を要する場合は、再度提出するものとする。

(工事の施工)

**第6条** 配水管等布設工事は、管理者が定める指定給水装置工事事業者の中から申請者が選定し、施工するものとする。

(使用材料の検査)

**第7条** 配水管等布設工事に使用する材料は、管理者が指定するものとし、工事施工前に承諾書・材料検査請求書(様式第3号の2)を提出し、検査を受けるものとする。

(給水の中止)

**第8条** 申請者は、配水管等布設工事を中止しようとする場合は、給水中止届(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、申請者が工事の施工に当たり、承認の内容に従わない場合は、工事の改善又は一時中止をさせることができる。

(申請内容の変更)

**第9条** 申請者は、第4条第2項に規定する同意書を提出した後、申請内容を変更しようとするときは、給水協議申請書(様式第1号)を再度提出しなければならない。

(申請者の氏名等の変更)

**第10条** 申請者は、住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者)の変更をしたときは、給水協議申請書氏名変更届(様式第5号)に変更の事実を証する書類を添えて、速やかに管理者に提出しなければならない。

(工事検査等)

**第11条** 申請者は、配水管等布設工事に着手するときは、管理者に、工事着手届(様式第6号)を提出しなければならない。

2 申請者は、配水管等布設工事が竣工したときは、管理者に、工事完了届(完了検査願)(様式第7号)を提出し完了検査を受けなければならない。

3 申請者は、完了検査を受ける前に出来高設計図書及び竣工図等必要な書類を提出しなければならない。

(施設の帰属)

**第12条** 配水管等布設工事により設置された施設は、管理者の工事検査後、必要と認められる施設については、水道施設帰属引継書(様式第8号)を提出し鴻巣市に帰属するものとする。

(施設の管理)

**第13条** 前条に規定する帰属された施設の引継日は、工事完了検査済証(様式第9号)発行の翌日とする。

2 引継された施設の補修は、引継日から1年間は申請者の責任において行うものとする。

3 配水管等布設工事施工過程において、その周辺の農作物、その他施設等に損害が生じた場合は、申請者は、その補償等必要な処置をする責任を負うものとする。

(その他)

**第14条** この要領に定めるもののほか、給水に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に申請があったものから適用し、施行日前に申請のあったものは、従前の例による。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

3 吹上町及び川里町の編入の日前に、吹上町水道事業給水条例(平成9年吹上町条例第28号)又は川里町の開発行為等に伴う配水管布設工事の施工及び費用負担の取扱要綱(平成3年川里村企業告示第1号)の規定により開発事業に伴う給水に関してなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成15年3月20日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月22日)

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)  
 様式第1号(第2条関係)

給水協議申請書

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

住 所 \_\_\_\_\_  
 申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_

下記により、給水を受けたいので別紙関係書類を添付して申請します。

申請の区分	1 新規 2 再申請	開発番号				
申請の場所	鴻巣市					
事業の目的	1 宅地造成による土地分譲      2 宅地造成による建売 3 中高層建築物の建築          4 共同住宅の建築 5 その他(工場、事務所、店舗)					
施設の概要	敷地総面積	建物有効面積	区画数	棟数	階数	室数
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	区画	棟	階	室
1日最大給水量 m <sup>3</sup> /日	給水方式	種別	口径	個数		
	1 直結給水	親メータ	mm	個		
	2 タンク式	子メータ	mm	個		
		既メータ	mm	個		
給水開始希望日	年 月 日 (仮設 年 月 日)					
参考事項	連絡先(設計事務所等) 担当者名 電話番号					
	施工業者名 担当者(現場代理人)名 電話番号					

- 添付書類 1 案内図
- 2 宅地造成の場合は、平面図及び予定区画数がわかる図面
  - 3 給水計画図
  - 4 中高層建築の場合は、各階間取(立面、平面、配管、受水槽等図面)
  - 5 埼玉県央広域事務組合管理者よりの協議済証の写し
  - 6 その他必要とされる書類

給 水 承 認 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日に申請のあった給水協議申請書については、次のとおり条件を付して承認いたします。

条件

承認時の確認事項

- 1 この申請は、開発事前協議の完了後、本申請の承認結果に基づいて給水をする。
- 2 工事着手前に工事实設計図書を管理者に提出すること。
- 3 実施設計作成に当たり、給水工事については止水栓部分までの工事とすること。
- 4 実施設計書書式は、概ね別紙のとおりとすること。
- 5 工事施工に当たっては水道課の指示に従うこと。
- 6 申請内容に変更が生じた場合、承認内容も変更になる。
- 7 この承認通知の発送の日から10日以内に異議がない場合、この条件は承認したものとみなす。
- 8 承認条件は遵守すること。
- 9 その他の事項は表記による。

様式第3号(第4条関係)  
様式第3号(第4条関係)

同 意 書

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

申 請 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

施 工 業 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

年 月 日付け、第 号により通知を受けた給水承認通知書については、鴻巣市開発事業指導要綱に係る給水取扱要領第4条第2項の規定により、同意致します。

様式第3号の2 (第7条関係)  
様式第3号の2(第7条関係)

承諾書・材料検査請求書

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

施工業者名  
現場代理人



工事の名称 \_\_\_\_\_

工事の場所 \_\_\_\_\_

下記の工事材料について、御承諾願いたく申請し、鴻巣市開発事業指導要綱に係る給水取扱要領第7条により、検査を請求します。

記

No. 1

番号	資 材 名	適用	会 社 名	単 位	搬入数量	合格数量	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

上記の資材については承諾し、検査の結果、合格したことを認めます。

年 月 日

監 督 員 職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

番号	資 材 名	適用	会 社 名	単 位	搬入数量	合格数量	備 考
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							



様式第4号(第8条関係)  
様式第4号(第8条関係)

給 水 中 止 届

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

申 請 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

年 月 日付け、第 \_\_\_\_\_ 号により通知を受けた給水承認通知書について、当該配水管等布設工事が不要となりましたので、下記のとおり理由を付して届けます。

記

1 工事の名称 \_\_\_\_\_

2 工事の場所 鴻巣市 \_\_\_\_\_

3 中止の理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

様式第5号(第10条関係)  
様式第5号(第10条関係)

給水協議申請書氏名変更届

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

鴻巣市開発事業指導要綱に係る給水取扱要領第10条の規定により、申請者の氏名等が  
下記理由により変更致しましたのでお届け致します。

記

変更前 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

変更後 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

変更理由 .....

.....

.....

様式第6号(第11条関係)  
様式第6号(第11条関係)

工 事 着 手 届

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
施工業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

工事に着手致しましたので、鴻巣市開発事業指導要綱に係る給水取扱要領第11条第1項の規定により、お届け致します。

記

工事着手年月日	年 月 日
承認年月日	年 月 日 第 号
工事の名称	
工事の場所	鴻巣市
備 考	

様式第7号(第11条関係)  
様式第7号(第11条関係)

工事完了届(完了検査願)

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

施工業者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

工事が完了致しましたので、鴻巣市開発事業指導要綱に係る給水取扱要領第11条第2項の規定により、お届け致します。

記

工事完了年月日	年 月 日
承認年月日	年 月 日 第 号
工事の名称	
工事の場所	鴻巣市
備 考	

様式第8号(第12条関係)  
様式第8号(第12条関係)

水道施設帰属引継書

年 月 日

(あて先)鴻巣市長

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

工事が完了致しましたので、鴻巣市開発事業指導要綱に係る給水取扱要領第12条の規定により、鴻巣市に、下記水道施設を関係書類及び図面を添えて帰属します。

記

工事の場所	鴻巣市
承認年月日	年 月 日 第 号
検査適合年月日	年 月 日
帰属する水道施設	1 管種( ) 2 口径 mm 3 延長 L= m 4 弁栓類 5 その他

様式第9号(第13条関係)  
様式第9号(第13条関係)

工事完了検査済証

第 号  
年 月 日

様

鴻巣市長



下記に係る工事は、検査の結果鴻巣市開発事業指導要綱に係る給水取扱要領の規定に適合していることを証明する。

記

承認年月日	年 月 日 第 号
工事の名称	
工事の場所	鴻巣市
施工業者	住所 鴻巣市
	氏名
工事検査年月日	年 月 日
備考	